

Title	メテリの検出
Sub Title	"Métairie," its definition
Author	渡邊, 國廣
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1960
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.53, No.9 (1960. 9) ,p.787(49)- 793(55)
JaLC DOI	10.14991/001.19600901-0049
Abstract	
Notes	資料
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19600901-0049

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

- 14) The Intelligent Men's Guide through World Chaos, 1933.
- 15) Principles of Economic Planning, 1935.
- 16) People's Front, 1937.
- 17) British Trade Unionism Today, 1939.
- 18) Chartist Portraits, 1941.
- 19) A History of Labour Party from 1914, 1948.
- 20) A Short History of British Working Class Movement, 1948.
- 21) Common People, 1949.
- 22) British Working Class Politics, 1832-1914, 1950.
- 23) Socialist Economics, 1950.
- 24) The British Co-operative Movement in a Socialist Society, 1951.
- 25) An Introduction to Economic History, 1750-1950, 1953.
- 26) Attempt at General Union, 1953.
- 27) Money, Trade and Investment, 1954.
- 28) Studies in Class Structure, 1955.
- 29) Post-War Condition of Britain, 1956.
- 30) Socialist Thought, 7 Vols. 1956-1959.

《附誌》

—一九六〇・七・一五—

本稿は、六月三〇日の慶応義塾経済学会における報告に修正加筆したものである。席上、御教示を賜った高木寿一、小池基之両先生および加藤寛氏の御好意にたいし、紙上をかりて厚く感謝の意を表す。

メテリの検出

渡 邊 國 廣

今日フランスにおいては、一般に、メテリ、Bégarieをボルドリ *borderie* と対比させ、ボルドリを十ヘクタール以下の貸付地、メテリを十ヘクタール以上の貸付地としている。貸付の規模によって区別する方法である。

また今日では一般に、土地所有者と耕作者の間で収穫物を配分する貸付地を、メテリと呼んでいる。この意味においてメテリは、耕作者が土地所有者に対し貨幣で地代を支払う貸付地 *ferme fermé* と対比される。地代支払の形態による区別といえる。いわゆる分益制 *metayage* と小作制 *fermage* なるものの違いがそこにあった。

以上のことから推し、今日厳密にメテリとは、面積が十ヘクタール以上で、収穫物を土地所有者と耕作者の間で配分する貸付地といわなければならない。しかし一般には、収穫物を土地所有者と耕作

者の間で配分する貸付地であれば、その規模にかかわらず、メテリとして扱っている。現在フランスにおいては、かかる貸付地としてのメテリが、地方により複雑な内容を示しながら、ほとんど全土にわたって散在し、とりわけ中部や西南部に集中的にみられ、場所によっては耕地の圧倒的部分がメテリで占められている。最近の調査^{*}の示すところをみよ。近時それを廃止しようという強い要求があった^{**}。しかしメテリはフランスにおいて今になお存続し、増加の傾向^{***}を示している。

しかし中世の全体を通じ、フランスの大部分の地方はメテリを知らなかった。その採用は若干の特殊な場合に限られていた。耕作者の収穫した生産物の一定部分によって土地の上級所有権に報いるというこの慣行は、ローマ法においてはやくから親しまれて来たところであったが、フランスにおいて一般化したのは十六世紀以降で、領主財産の危機を直接の契機としてであったのである。

ところで問題は、そういったローマ以来の慣行が、歴史の特殊な

要請のもとで、どのような形において再現されたか、またそれにより社会関係はどう変化したかであろう。これまで農民は貢租負担者 *censtaire* として、自己の保有地 *tenure* を耕作していた。しかしメテリの採用で、この原則は根柢から切崩されていきはしなかったか。

* *Conseil Economique, Les diverse formes du métayage, Paris, 1933, 2 vol.*

** この間の事情については R. Savatier, *Manuel Juridique des baux ruraux, Paris, 1952* と P. Ourliac, *M. de Juglart, Fermage et métayage dans la législation récente, Paris, 1951* に詳しい。

*** *Conseil Economique, op. cit., tome I, p. 7* に所載の表が示すところによれば、一九四六年には耕地全体の一〇・五％がメテリであり、一九二六年には一〇％であった。なおファルムは三〇％から三三・五％と、同じく増加しているが、自営地の全体に対する割合は、六〇％から五四％に減少していた。

二

百年戦争の混乱に続く社会不安と、十六世紀に始まる貨幣の価値低下から、とりわけ中小の領主は、これに対処しその収入を維持し増加する目的で、土地を大規模に集積していった。集積は *colat*

かなる記載をしているであろうか。メテリ検出のための規準がここに見出されはしないか。

三

メテリは十六世紀以来フランス全土に拡がった。しかし今度は、前述した如く、貨幣変動に対処する確実な方法として採用されたのであった。その目的に沿うため、領主にしてみれば、農民家族を経営から離脱せしめてはならない。かかるものとしてメテリは、とりわけ西部において顕著に増加していった。例えばガティヌでは、耕地の四分の三がメテリで占められ、その普及で他に類のない地方であった。メテリの大量の出現で、それを囲む垣 *colat* の増加から、木立は目立って増した。ガティヌは特異な景観を呈するにいたった。十九世紀初頭にそこを訪問した一人の旅行者は、この景観にどれほど驚いたことか。

しかし変化したのは、単に景観だけではなかった。メテリの増加で、領主と農民の間の関係もまた変化した。領主のためメテリの耕作を引受けた者は、これによって、自己の悲惨な境遇の改善をはかろうとした。しかし契約の条件が苛酷であったため、耕作に必要な家畜すら手放さざるを得ず、急速に貧困化していった。しかしこれらメタイエ *metayer* と呼ばれるようになった人々に比較すれば、メテリの形成過程で保有地を追われ、メタイエとしてメテリにもとどまることができなかった人々の境遇はもっと悲劇的であった。メ

の周辺において、もっともしばしば買戻しという封建的手段で進められた。そしてこれによって、農民の保有地はメテリとして再編されるにいたった。集積は十六世紀を通じて進行し、十七世紀には商人や市民がこの運動に加わり、その規模を著しく拡大していった。メテリは急速にフランス全土に拡がり、十八世紀までにはますます大きな場所を占めるようになった。

ここで取上げるのは、そういった過程で出て来たメテリである。周知の如く、メテリと呼ばれる貸付地は、フランスにおいて、これよりはやくから存在した。しかし当時メテリとして貸付けられたのは、葡萄畑か新開地が主であった。収穫した生産物の一定の部分によって土地の上級所有権に報いるという限りでは、このメテリも、我々のメテリも同一であった。しかしここで取上げるメテリは、農業経営のための本格的な場として、これまでのものとはまったく違う。従ってメテリを厳密に定義しようと思えば、収穫した生産物を土地の所有者と耕作者の間で配分するというだけでは足りない。領主財産の危機の段階に応じた特殊性が指摘されなければならないであろう。そういった視点に立って、メテリをどう規定すべきか。とりわけ我々のいうメテリとは何か。そのための手懸りをどこに求めたらいいか。

何よりも参照すべきは、メテリの形成とほぼ同じ時代に作成された著作物であろう。同時代の著述である以上、メテリに関連して何らかの記述があるのは当然である。それらは実際にメテリについてい

タイエとなり得たのは少数で、圧倒的多数は土地を奪われ、結局のところ浮浪化する以外なかったのである**。

これに対し領主は、メテリの設定で、十八世紀末までには、かなりの発展を示すことができた。市民であれ領主であれ、財産の維持と強化のためもっと確実な方法を願う者は、下僕 *valets* を雇い、直接経営に乗出した。彼等は豪士 *gentilhomme* と呼ばれ、極度の繁栄を誇っていた。改良農法を真先に導入したのはこの層であった。しかし注目すべきは、メテリの拡充につれ、メタイエと領主の間に総借地人 *fermier général* が介在するようになり、無視し難い力を持つにいたったことであろう。総借地人は市民か商人よりなり、またしばしば農民であった。総借地人は自身で耕作しない。独立と自由を享受し、メタイエが領主に対するとほまったく別個の関係にあった。領主に対する金融を引受けた。フランス革命による農業変革の過程で最大の恩恵を得たのはこの社会層といわれた。

メテリの耕地 *terre labourable* ではこれまでの農法が維持され、休作により地力を回復しながら耕作が進められていた。耕地の周辺には未耕地 *terre non labourable* があり、放牧地として利用されていた。メテリはこれらを一丸とする貸付地で、その周囲には垣が設けられ、他から完全に遮断されていた。地力の回復に必要な家畜は、休作地とこれに続く放牧地で飼養できた。耕作と牧養の両立をメテリ内部の問題として解決することができ、他に依存する必要はなかった。農業経営の持続のため村落の共同規制に服するこ

とがなかったのである。その意味でメテリは独立の小天地を形成していた。従ってメタイエは、メテリの経営を引受けることで自立できるはずであった。耕地がそれを保障しなければ、牧養により自立のための不足を補充することが可能であった。メタイエを経営に定着させることによりのみ、穀物倉を充満するというメテリ設定の本来の目的が実現される以上、これは当然のことといわなければならない。

* ガティメについてのメテリの展開については Merle, L. La métairie et l'évolution agraire de la Gâtine poitevine de la fin du Moyen Age à la Revolution, Paris, 1958 を参照。

* この種の人々について、説明は困難である。ただ広範に存在したとだけいえる。

四

土地をメテリとして保持し、それをメテリとして貸付けるといことが社会的にどういったことを結果したか。つまり所有関係の変化で社会関係がどう変化するかの問題であった。以上は、そのことに関連しての要約である。かかる事態をどう規定すべきか。それは今後の問題となるであろう。またそのことが厳密に規定できたとすれば、メテリを媒介とする領主とメタイエの関係をどう理解したらいいか。これによりメテリの本質は何かの問題が解決できるに違いない。

Yage と fermage en nature を混同していたのではないか。

Young, A. Voyages en France を参照。

* セー・プロックはこの立場をとる。

*** かかるもの Quiliac, P. Droit romain et pratique méridionale, Etienne Bertrand. Paris, 1937 のほか Grand, R. L'Agriculture au Moyen Age, Paris, 1950.

五

メテリの形成とほぼ同時代に作成された著述は、メテリに関連していかなる記載をしているであろうか。それを知るには、いろいろな材料があるに違いない。それらのなかに、メテリをめぐって言及した箇所を見出すことができるであろうか。

そういった問題提起を立てば、真先にポワトリーの慣例集を開かなければならない。^{*}この慣例集は十六世紀に作成され、従ってポワトリーにおけるメテリの形成期とほぼ同じ時代のものとみられるから、そこには、我々のいうメテリについて記載があつてしかるべきであろう。何か具体的な記述があるに違いない。実際にどうか。

驚くべきことに、この慣例集においては、メテリをそれほど重視していない。買戻しについて言及した箇所では、メテリに関連して、買戻してメテリとした領主は、自分の取り分を除けば、メテリに対していかなる穀物も要求しないと述べている。メテリに関しては、単に付随的に、しかもこの一回だけ触れるにとどまった。慣例集が

メテリの検出

ない。それがメテリの研究で目標とすべき究極の課題であったのである。

土地は集積され、メテリとして再編された。この過程はまた、家族制度が変質していくなかで進行した。この時期に大家族は分解し、夫婦中心の小家族が形成された。そしてメテリは、これら小家族を単位に貸付けられた。つまり領主は、自己の穀物倉を確実に充満するため、これら農民家族の労働に依存していたわけであった。

従ってメテリはもともと、これら家族の労働の再生産を可能とするような場であればならない。現実はどうか。土地の上級所有権に対し生産物の一定部分によって報いた後で、農民は自己の労働の再生産に必要なだけ確保できなかったのではないか。とすれば、メテリを設定した意味がない。そこで問題は、生産物の一定部分によって報いるということの本質を検討することにかかって来よう。

周知の如く、アースー・ヤングは、フランス農村の貧困を、メテリの採用に帰した。^{*}今日においても、それを、メテリに結びつけて考えようとする傾向は強い。^{**}しかしこれに対して違った見方が示されており、フランス経済史におけるメテリの意義づけについては問題が多い。ただいい得ることは、個別的実証に従う研究が皆無ということであった。しかし最近にいたりようやくこの方面の研究が進み成果が刊行されるようになって来た。

* ヤングによれば、フランスの土地の六分の五がメタイエにより耕作されていた。しかしこれは誇張としか思えない。Hobart

作成されるより以前にメテリが存在し、低い程度にせよ普及していたことを思えば、このことは甚だもって意外といわなければならない。

しかしこの記述は、我々にとって重要である。それによれば、メテリとは、賃貸料を穀物で取立てる貸付地で、それ以上の何のものでなかった。従ってそこは、これまでのメテリと違い、何よりも穀物生産のための場であった。収穫物の一定部分によって報いるというところで貸付けられた土地であれば、一様にメテリと呼ばれた事実を想起せよ。

ポワトリーの慣例集が直接メテリについて触れるところがないのは事実である。メテリに関する記述を縮出し、沈黙を守っている以上、我々のいうメテリを定義するため、この慣例集に直接依存するといふわけにはいかないのではないか。慣例集はメテリについて積極的な記述を避けている。そしてただメテリ以外の貸付地について立入って触れるにとどまった。

* 慣例集 Coutume du Poitou は我々の手許にない。従って以下においては Merle, L. op. cit., p. 100 に引用されたところを素材にする以外にないであろう。

六

ポワトリーの慣例集はメテリを何とみただか。直接それに触れていな

五三 (七九一)

いことは前述した。従つて多少とも関連のある乏しい記述からこれを推量するほかない。

例えば、一七七条は直接ガティヌ地方について触れている。それによれば、この地方の貸付地には、マズル *maszule*、ポルドリ *borderie*、カルトロン *quateron*、ルタイユ *Hesay* の別があった。メテリの普及で、この地方はとりわけ著名であったが、メテリは貸付地として浮上つて来ない。草地や牧草地のある貸付地で、役畜として四頭の牝牛がいれば、マズルである。耕作のため二頭の牝牛がいれば、ポルドリ、一頭の牝牛がいれば、カルトロンである。耕作のための牝牛が半頭ならば、ルタイユと呼ばれた。ルタイユはポルドリの四分の二に相当する。

また一七四条は、これら四種の貸付地について、負担すべき賃料を規定している。それによれば、マズルについては、五〇リル、ポルドリについては、二五リル、カルトロンについては、十リル六デニー、ルタイユについては、六リル三デニーであった。引續く一七五条の示すところによれば、マズル、ポルドリ、カルトロン、ルタイユ、いずれの貸付地も牧草地の場合があった。かかる場合、通例の二倍の規模に達した。

これら四つの貸付地に共通な点は、保有家畜が少数であったこと、賃貸料が貨幣で要求されたこと、必ずしも穀物生産の場ではなかったこと、以上の諸点であろう。同じ貸付地としてメテリはここで同列に取上げられなかった。つまりメテリはこれらの属性をまったく持

たない貸付地として理解されていたとみていい。賃貸料が現物で、しかもつねに生産物たる穀物で取立てられたという点で、メテリはこれら四つの貸付地と明確に区別されるべき存在であったのである。

しかもメテリは、経営の規模を示す概念でもなかった。通例ポルドリの面積は十二セチエで、これは十五ヘクタールに相当するといわれた。慣習によれば、マズルの面積はポルドリの二倍にあたる。すなわち三〇ヘクタールである。そしてこれはメテリの大部分の面積と一致している。とすれば、マズルはメテリと考えていいのではない。しかし我々のメテリが種々の規模を持つことを想起せよ。面積によってメテリを規定することはできない。経営の規模はメテリを検出する規準とはならない。

それにしても、あれほど普及を示していたメテリについて沈黙を守ったのは、いかなる理由によるか。知られる如く、慣例集の関心の向うところは、農業がどう経営されているかであった。マズルといい、ポルドリといい、そこで農業がどう進められているかを示す概念にはかならなかつた。メテリについて触れられなかつたのは、それが、かかる概念規定を超越する何かであつたからにほかならない。とすれば、メテリとは、いかなる概念か。これをどう規定したらしいか。

七

ポワトリーの慣例集からはメテリについて間接に知り得たにとどま

った。当時の著作のなかに、メテリについて直接触れたものがないであろうか。

学士院から刊行されたフランス語の辞書の一八〇二年版^{*}は、そういった我々の要求を十分満たしてくれる。そこではメテリについてどう定義しているであろうか。

それによれば、メテリとは、「耕作のため必要な建物と一緒に、フェルミエかメタイエに対し貸付けられたファルムの一種」であった。この定義では、土地の上級所有権に対し、何を、どれだけ報いるか触れていない。従つて生産物でもよく、貨幣でもよかつたわけである。この解釈では、この点が軽視されていた。むしろ付属の建物の存在が重視され、導入されている。またメテリには、つねに牧草地が付属していた。この点はマズル、ポルドリ等と違う。そこでは、牧草地のある場合とない場合があつた。

しかしメテリを定義するため、建物を導入するだけでは十分とてえない。次に同じ辞書のメタイエの項を開いてみる。

それによれば、メタイエとは、メテリを耕作する人々である。しかし彼の耕作するメテリは彼に属さない。メタイエは、彼の土地の上級所有権に対し、契約したところに従い、収穫物の一定部分を手

渡さなければならぬ。彼は、現物であれ、貨幣であれ、自分に属さない土地を耕作する人々に属したのであつた。

以上のことから推し、この辞書では、メテリという言葉によつて、第一に耕作者がその土地の所有者でない土地と理解していたといえる。これは、中世末の状態とどれほど違うか。当時、土地は、自己の保有地としてそれを耕作する多くの農民の手中にあつた。領主の保留地は、原則的に、賦役により耕作されていたのであつた。つまり土地を持たない農民が多く輩出した。

メテリには家屋が付属している。耕作するのは、その所有者ではない。しかしこれだけでは十分といえない。完壁を期すためには、耕作の手段について考えねばならない。メタイエは、役畜は持つていた。従つて鋤で耕作する農民ではなかつた。彼等は十分な鋤を持つていた。彼等は連畜に必要なだけ持ち、他に賃貸することすらできたのであつた。その意味で、*laboureur à bras* ではなかつたわけである。

* Dictionnaire de l'Académie Française.